

令和7年度たつの市国民健康保険保健事業実施計画

たつの市国保医療年金課

1 目的

たつの市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を軸に、被保険者の状況に対応した受診環境の整備を図る。

(2) 訪問指導事業及び重症化予防対策の推進

医療の適正受診について訪問指導を実施する。また、糖尿病要医療者及び重症高血圧者に対して、保健指導を行うことで生活習慣病の重症化予防を図る。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

人工透析移行患者の減少を図るため、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・治療中断者への受診勧奨や糖尿病治療中者に対する保健指導を実施する。

(4) 普及啓発事業及び生活習慣病予防事業

広い年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発イベントや高齢者の体力づくり及び健康増進を図るための健康教室等の活動支援等を実施する。

また、被保険者に対して国保の現状を認識してもらうため国民健康保険広報誌を発行し、生活習慣病予防、保健事業及び医療費適正化対策等への理解と協力を得るため啓発活動を実施する。

(5) 健康教育・健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育を行うとともに、特定健康診査等の受診結果を基に被保険者ごとに健康相談を実施する。

(6) 推進体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

(7) 事業評価

保健事業をより効果的かつ効率的に行うため、年度末に事業の評価を行う。
支援・評価委員会の支援・助言を得ながら事業を展開する。

3 事業計画

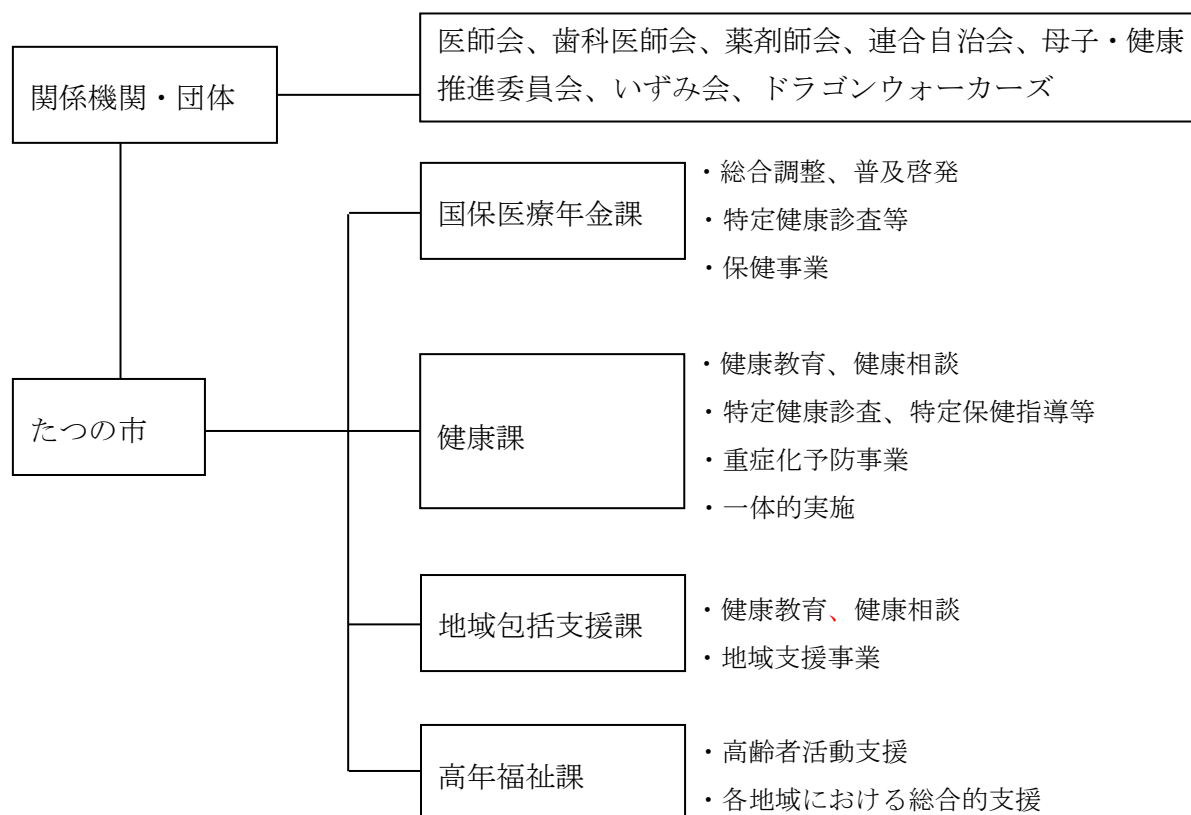
基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査	第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査の実施により、被保険者の健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制を図る。 〔令和7年度目標値 44%〕 〈実施方法〉 委託 ・ 集団健診及び個別健診（対象：40歳以上の被保険者） ・ 若年者（30歳代）に対して受診機会を提供するとともに、通知による受診勧奨も実施する。 ・ 特定健康診査と大腸がん検診（便潜血検査）を同時に実施する場合の自己負担金を無料とする。 ・ 特定健康診査の未受診者対策を強化することにより生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防を図る。 ・ 未受診者に対し、通知と電話およびSMSによる受診勧奨を実施する。委託業者の専門職による夜間・休日の架電で若年層への勧奨を強化する。また受診率の低い地区で在宅率の高い65歳以上の者に対しては、国保在宅保健師による訪問勧奨を引き続き継続する。 ・ 健診受診者全員に、受診のインセンティブとして健康年齢というわかりやすい結果を提示する。 ・ 事業所健診受診者の結果提供によるみなし健診を実施する。 ・ たつの市国民健康保険特定健康診査費助成事業実施要綱により、市外の医療機関での受診費用の助成を実施することにより特定健康診査契約医療機関以外での受診状況の把握を図る。
特定保健指導	第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援対象者に生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。 〔令和7年度目標値 48%〕 〈実施方法〉 集団健診受診者の動機付け支援・積極的支援対象者に対して、市が保健指導を実施する。対象者の生活背景等個別性に応じた3ヶ月間の個別支援プログラムを実施し、継続して受講しやすい体制を整え、初回面接からの脱落者の減少を目指す。個別健診受診者の動機付け支援・積極的支援対象者に対しては、保健指導業務を委託する。個別健診受診者で積極的支援及び動機づけ支援対象者となった方に対し、訪問による勧奨・指導を実施することにより実施率の向上を図る。

訪問指導事業 及び重症化予 防対策	・ K D B システムを利用し抽出した重複及び頻回等受診対象者に対して、医療の適正受診について国保保健師による電話や訪問指導を実施する。 ・ 糖尿病要医療者及び重症高血圧者に対して、個別相談や訪問指導などフォローを充実させることにより重症化予防を図る。
糖尿病性腎症 重症化予防事 業	人工透析移行患者の減少を図るため、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・治療中断者への受診勧奨や糖尿病治療中者に対する保健指導を実施する。 ・ 未治療者に対して、国保在宅保健師及び管理栄養士による受診勧奨、食生活指導並びに運動指導等を実施する。 ・ 糖尿病の治療が継続的に必要であるにもかかわらず、治療を中断している人に対して、国保在宅保健師及び管理栄養士による医療受診勧奨を実施する。 ・ 生活改善に取り組まなければ、腎症へ移行する治療中の糖尿病患者に対して医師会かかりつけ医と連携し、委託業者による保健指導を実施する。 ・ 委託業者による保健指導実施後は、指導内容をもとに健康課によるフォローを実施する。
普及啓発活動	・ 国民健康保険の広報誌「健康ライフたつの」を発行する。 ・ 国民健康保険のしくみや、福祉医療制度、特定健康診査等について理解を深めてもらう機会（出前講座）を提供する。 ・ 医療費の適正化を図るため、診療を受けた被保険者に対して、医療費を通知する。また、柔道整復レセプト点検等業務委託を実施することにより施術の適正化を図る。 ・ 医療費の軽減を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望シールを配布する。 ・ 後発医薬品を使用した場合の差額通知を対象者等に送付する。 〔後発医薬品切替割合目標値 80%〕
生活習慣病予 防活動	・ 健康課、健康福祉事務所等の関係機関との連携を図り、健康づくり等の啓発、ウォーキング等の健康運動の普及に努め被保険者の健康維持を図る。
健康教育活動 及び健康相談 活動	・ 地区組織の育成を通じ、食育の普及、食生活における健康意識向上を図る。

4 推進体制

保健事業の円滑な推進を図るための推進体制は、次のとおりとする。



(参考) 他部署との連携

事業区分	市保健事業の概要	国保の役割分担
健康の増進を図る事業	・健康ウォーキング運動普及事業 ・自主トレーニング講習会、自主トレーニング ・アクティブフィットネス教室 ・たっちゃん体操普及 ・介護予防普及啓発事業 ・いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操の推進	・住民自らの健康づくりの取組への支援
健康教育・健康相談等の啓発事業	・健康大学（医師会主催） ・健康教育、相談 ・市町民健康講座	・国保医療費の動向、KDBによる統計資料提供 ・重複及び頻回等受診のデータ提供により、個別指導を実施

病気の早期発見及び予防のための事業	・ 市民総合健診 ・ 乳幼児健康診査及び相談 ・ 予防接種 ・ いずみ会、母子・健康推進委員等の育成、活動支援	・ 特定健康診査の受診券発行 ・ 特定健康診査未受診者への通知、電話、訪問、SMSによる勧奨 ・ 健康年齢通知 ・ 30歳代の受診勧奨 ・ 市民総合健診の協力
医療・保健・福祉	・ 健診後要指導者等訪問指導 ・ 特定保健指導 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業 ・ 新生児、乳幼児訪問指導 ・ 認知症支援	・ 国保保健師が訪問し、指導した事項について必要に応じて情報提供し、関係部署保健師と情報共有 ・ 個別健診における特定保健指導未利用者の勧奨と個別指導 ・ 糖尿病性腎症の未治療者及び治療中断者への受診勧奨並びに保健指導 ・ 糖尿病性腎症の治療中者への保健指導、関係部署への情報提供

※ たつの市健康増進計画・食育推進計画、たつの市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画との整合性を図り計画を策定する。